○かすみがうら市公衆無線LAN利用規程

平成24年5月29日 訓令第28号

(目的)

第1条 この訓令は、市民及び市内来訪者の利便性の向上を図るため、市が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(無線LANによるサービスの内容)

- 第2条 無線LANによって、次の各号に掲げる機能を提供する。
 - (1) インターネット接続に関する機能
- (2) その他市長が必要と認める機能

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用できる施設、場所及び時間は別表のとおりとする。 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(無線LAN利用のための準備)

- 第4条 無線LANを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、無線 LANを利用するに当たり、次に掲げるものを準備するものとする。
 - (1) 無線LAN接続可能機器
 - (2) 前号の機器に供給する電源

(無線LANの利用)

- 第5条 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 無線LANを利用するための申請は不要とする。ただし、本訓令に同意しなければ利用することができない。
- 3 無線LANの利用料は、無料とする。

(禁止事項)

- 第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する 行為及び侵害するおそれのある行為
 - (2) 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシーを侵害する行 為及び侵害するおそれのある行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害 を与える行為及び与えるおそれのある行為
 - (4) 他の利用者、第三者若しくは市を誹謗中傷する行為

- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に 反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある 行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、 又は無線LANに関連して使用し、若しくは提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定では不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、他の利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

(免責)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を 中止できるものとする。
 - (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
 - (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他市長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断 した場合
- 2 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害 についても、理由を問わず、市は一切の責任を負わないものとする。
- 第8条 市長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線LA Nサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利 用者の無線LAN接続可能機器のコンピュータウイルス感染等による被害又 はデータの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害に ついて、市は一切責任を負わないものとする。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由 にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、市は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に 生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 市長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。 (本訓令の変更)
- 第9条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この訓令を変更することができる。

附則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

施設	利用場所	利用時間
かすみがうら市千代田	防災センター1階、	かすみがうら市の休日を定め
庁舎	増築庁舎1階	る条例(平成17年かすみが
かすみがうら市霞ヶ浦	ホール	うら条例第2号)第1条第1
庁舎		項各号に規定する市の休日以
		外の日の午前8時30分から
		午後5時15分まで
かすみがうら市働く女	1階ホール	かすみがうら市働く女性の家
性の家		の設置及び管理に関する条例
		施行規則(平成17年かすみ
		がうら市規則第86号)第2
		条第2項に規定する休館日以
		外の日の午前9時から午後1
		0時まで(ただし、日曜日及
		び国民の祝日に関する法律
		(昭和23年法律第178
		号) に規定する休日は午前9
		時から午後5時までとする。)
かすみがうら市千代田	1階ホール	かすみがうら市公民館設置及

公民館		び管理等に関する条例(平成
		21年かすみがうら条例第2
		5号)第6条に規定する休館
		日以外の日の午前9時から午
		後10時まで
かすみがうら市あじさ	ホール	かすみがうら市あじさい館設
い館		置及び管理等に関する条例
		(平成21年かすみがうら条
		例第24号) 第6条に規定す
		る休館日以外の日の午前9時
		から午後10時まで
かすみがうら市地域福	1階ホール	かすみがうら市地域福祉セン
祉センターやまゆり館		ターやまゆり館の設置及び管
		理に関する条例(平成20年
		かすみがうら条例第3号)第
		7条に規定する休館日以外の
		日の午前9時30分から午後
		9時まで

備考

電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない 場合がある。